

防衛力を維持・強化するために 必要な基盤や取組

第1章

いわば防衛力そのものとしての 防衛生産・技術基盤の強化

第2章

地域社会や環境との共生に関する取組

いわば防衛力そのものとしての 防衛生産・技術基盤の強化

近年、科学技術の急速な進展が、安全保障のあり方に 根本的な変化をもたらしている。各国は、自国の技術的優越を確保するために研究開発を加速しており、とりわけ、 将来の戦闘様相を一変させうる、いわゆるゲーム・チェンジャーと呼ばれる先端技術の獲得に注力している。

AI、量子技術、新たな形でのエネルギーの利用といったがは、装備品等「へ適用されて、戦闘様相を従来の陸・海・空領域から、宇宙・サイバー・電磁波領域や人の認知領域にまで広げつつある。また、AI や SNS などのSocial Networking Service情報関連技術や情報インフラの急速な進展は、軍事的手段と非軍事的手段を組み合わせたハイブリッド戦を発生させ、偽情報の拡散を通じた情報戦を拡大させるリスクなども劇的に高めている。

わが国においても、今や新しい戦い方に対応する優れた装備品等を早期に獲得することは急務である。その獲得は、わが国国内における技術的知見の蓄積や、高度な技能を有する人材の育成、特殊なニーズを満たす製造設備・施設の整備・維持などといった、長期にわたる不断の取組によりようやく実現することが可能となる。このため防衛省は、優れた装備品等を確保するために不可欠の要素を総じて、基盤的なもの、すなわち「防衛生産・

技術基盤」として捉え、その維持・強化に努めてきた。しかしながら、近年、防衛生産・技術基盤を取り巻く環境は、技術の高度化によるコストの増大や国際情勢の複雑化・不安定化に伴うサプライチェーン上のリスクの顕在化といった変化を生じており、これが需要の限定性や仕様の特殊性といった装備品等の特有の性質とあいまって、主として防衛産業において、収益性の低さと、それによる事業の継続・成長への消極的見通しを生じるに至った。防衛産業における事業撤退が断続的に生じ、また、撤退まで至らずとも新規投資は行いがたいという声が挙がり、装備品等の可動率の低下を招いて自衛隊の運用に影響をきたしかねない懸念さえ生起していた。

現代において自衛隊は、高度な技術が適用された装備品等を用いて初めて、その能力を十分に発揮し、わが国防衛の任務を全うすることができる。政府は、2022年12月に策定した国家安全保障戦略などにおいて、防衛生産・技術基盤を取り巻く厳しい現状を直視し、優れた装備品等の確保に不可欠の要素である防衛生産・技術基盤を、いわばわが国の防衛力そのものと位置づけることによって、その抜本的な強化に取り組んでいく方針を明確に示した。

第1節/防衛生産基盤の強化

わが国における防衛生産・技術基盤には、いくつかの特徴がある。まず前提として、工廠 (装備品等の製造などを行う国営工場)を持たないわが国においては、基盤の重要な役割を民間企業に大きく依存している。したがって、防衛力の抜本的強化が求められるなか、自衛隊の任務遂行に必要な装備品等の確保を担保する防衛産業の重要性はますます高まっている。そのうえで、装備品等の製造等 にあたっては、高度な要求性能や保全措置への対応が必要となり、企業がそのための投資に踏み込

むには、経済合理性の観点から一定の予見可能性が必要 となる。さらに、顧客は基本的には防衛省・自衛隊に限 定されることもあり、企業にとって投資回収の機会は限 られる。

そうしたなか、防衛事業からの撤退や事業規模の縮小を決断する企業が断続的に現れるなど、わが国の防衛産業は様々な課題に直面している。その結果、自衛隊の運用に必要不可欠な装備品等の安定的な調達に支障が生じるだけでなく、長期的には、適正な競争環境やイノベー

- 1 自衛隊が使用する装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品(これらの部品及び構成品を含み、専ら自衛隊の用に供するものに限る)。
- 2 製造、研究開発及び修理並びにこれらに関する役務の提供。

第 1 章

第

ションが失われ、安全保障分野におけるわが国の技術的 優位性を喪失するおそれもある。

さらに、近年、サイバー攻撃によって情報を盗まれる リスクや外国政府による輸出規制によって原材料などが 輸入できなくなるリスクなどが顕在化している。

こうしたわが国の防衛生産・技術基盤を取り巻く環境 を踏まえ、これを維持・強化するための各種施策を講じ ている。

防衛生産基盤強化法と基本方針

わが国の防衛産業は装備品等のライフサイクルの各段 階(研究、開発、生産、維持・整備、補給、用途廃止など) を担っており、装備品等と防衛産業は一体不可分である。 防衛産業が高度な装備品等を生産し、高い可動率を確保 できる能力を維持・強化していくために必要な施策を講 じるため、防衛生産基盤強化法3が2023年に施行された。

この法律において、防衛大臣は、基本方針を定めるこ ととされており、同年10月にこれを公表した。この基 本方針では、防衛生産基盤強化法に定められた施策が適 切に行われるために必要な事項を定めるとともに、 2014年に策定した 「防衛生産・技術基盤戦略」 に代わ り、今後の防衛生産・技術基盤の維持・強化の方向性を 新たに示した。

■ 参照 資料69 (装備品等の開発及び生産のための基盤の強 化に関する基本的な方針)

防衛生産・技術基盤の維持・強化に 関する主な方向性

(1) 防衛生産・技術基盤の維持・強化の意義

国内に防衛生産・技術基盤を維持・強化する意義とし て、わが国の安全保障上の主体性の確保や抑止力の向 上、国内産業への経済的・技術的貢献といった観点はこ れまでも指摘されてきた。これは国内の防衛生産・技術 基盤が高度な装備品等の早期獲得や自衛隊の十分な継戦 能力の維持・確保に重要な役割を果たすことに加え、防 衛産業は防衛省と直接の契約関係にある企業 (プライム 企業)と、その下に広がる中小企業を中心とした幅広い サプライヤーから構成されるすそ野が広い産業であるた めである。

加えて、近年、経済安全保障の観点から各国による技 術の囲い込みが進み、また、新型コロナウイルスの感染 拡大などでサプライチェーンの途絶なども生じた。こう した背景から、わが国防衛に直結する装備品等の安定的 な製造等や技術的優位性を確保する観点からも、防衛生 産・技術基盤を国内に維持・強化する必要性は一段と高 くなっている。

(2) 装備品等の取得の考え方

装備品等の取得方法については、わが国を防衛するた めに必要な性能を有する装備品等を取得するという前提 のうえで、以下の考え方を踏まえて決定する必要がある。 ①経費面においても継続的な取得や維持整備が可能であ ること、②わが国に比較優位がある分野を育成し、劣後 する分野や欠落する分野を必要に応じ補完すること、③ 防衛生産・技術基盤を国内に維持し、強化していく必要 があること。具体的には、装備品等を新たに取得するにあ たって、次の分野を中心に国産による取得を追求する。

- ア 運用構想、性能、取得経費、ライフサイクルコスト、 スケジュールなどの諸条件を国内技術で満たすことが できるもの
- イ 有事の際の継戦能力の維持と平素からの運用、維持 整備にかかる改善能力の確保の観点から不可欠なもの (例: 弾薬、艦船)
- ウ 機密保持の観点から外国に依存すべきでないもの (例:通信、暗号技術)
- エ わが国の地理的、政策的な特殊性を踏まえた運用構 想の実現に不可欠なもの
- 外国からの最新技術の入手が困難なもの
- 経済的手段による外的脅威の対象となりうるもの

(3) 国際協力の考え方

各国が軍事分野での研究開発にしのぎを削り、技術の 進展が著しい昨今、必要な防衛生産・技術基盤を自国の

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律

装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針

第 1

5

みで維持することは困難であり、他国に依存すべきでな い装備品等にかかる基盤は国内において維持・強化する ことを基本としつつも、装備・技術面での国際協力を推 進していくことが不可欠となっている。したがって、国 際共同研究・開発、さらには積極的な国際協力やライセ ンス国産を推進し、各国の優れた技術をわが国の装備品 等に取り込むことが必要である。

また、装備移転は、特にインド太平洋地域における平和 と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、 わが国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に 違反する侵略や武力の行使または武力による威嚇を受け ている国への支援などのための重要な政策的手段となる。 こうした観点から、官民一体となって安全保障上意義の高 い装備移転や国際共同開発を幅広い分野で進めていく。

(4) 防衛産業のあるべき姿

わが国の防衛産業においては、必要な装備品等の製造 等を行い、高い可動率を支えることのできる能力が維持 されることに加えて、欧米など諸外国のように、国際競争 力を持つことが望ましい。そのためには、企業において防 衛事業がコア事業のひとつになることが重要である。

このような認識のもと、防衛産業をより力強く持続可 能なものとするため、防衛産業の中長期的に望ましい方 向性を示すべく、防衛産業戦略の策定を検討している。

(5) 装備品等の安定的な製造を確保するための 国と事業者の役割

装備品製造等事業者⁵が、継続的に防衛事業に携わる ことができるよう、国は環境を整えることが重要である。 事業者は、自らが国防を担う重要な存在であるとの認識 を強く持ったうえで、防衛生産・技術基盤の維持・強化 に主体的に取り組むことが期待される。

防衛生産基盤強化法に基づく措置

(1) 特定取組 (サプライチェーン強靱化、製造工 程効率化、サイバーセキュリティ強化、事業 承継など)

装備品等の製造等に際しては、安定的な製造等を損な

う様々なリスクが想定される。例えば、①外国政府が輸 出を規制して原材料などの輸入が困難となるリスク、② 老朽化した設備が更新されず生産性や技術水準が低迷し 納入遅延や要求性能未達となるリスク、③丁程において マルウェアやスパイウェアが混入するといった懸念部品 (悪意あるソフトウェアが組み込まれた部品) のリスク、 ④サイバー攻撃によって性能などの情報が流出するリス ク、⑤事業継続が困難となって防衛事業から撤退するリ スクなどが挙げられる。このようなリスクに効果的に対 応し、プライム企業とサプライヤーから構成されるサプ ライチェーンが効果的・効率的に機能し、指定装備品 等⁶の安定的な製造等に寄与するよう、事業者により以 下の特定取組(防衛生産基盤強化法に基づき、自衛隊の 仟務遂行に不可欠な装備品等のその安定的な製造等を確 保するために行う取組)がなされる必要がある。

ア サプライチェーン強靱化

- 原材料の国産化・備蓄
- 代替素材、部品等の研究開発 など
- イ 製造工程効率化
 - 最新設備などの導入
 - 人工知能による検査工程自動化 など
- ウ サイバーセキュリティ強化
 - 情報システムの強化
 - 社内人材育成 など
- エ 事業承継など
 - 製造設備などの整備
 - 人材育成(技術・ノウハウ習得) など

防衛大臣は、事業者から提出された特定取組に関する 計画(装備品安定製造等確保計画)について、基本方針 に従い、認定する。防衛省は、認定後に事業者と特定取 組にかかる契約を直接締結し、当該契約の定めに従って 遅滞なく対価を支払うこととしている。2024年度は、 計121件、約234億円について認定を行ったところで ある。

■ 参照 図表 V -1-1-1 装備品安定製造等確保計画の認定実績

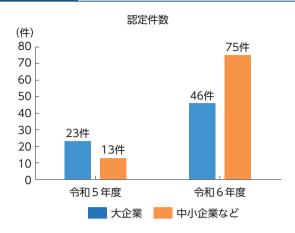
- 装備品等の製造等の事業を行う事業者。
- 防衛大臣が指定する自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品等であって、その製造等を行う特定の装備品製造等事業者による製造等が停止された場合に、防 衛省による適確な調達に支障を生じるものをいう。

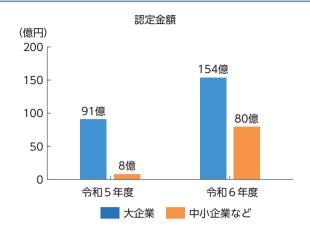
1

第

図表 Ⅵ -1-1-1

装備品安定製造等確保計画の認定実績





(2) 装備移転の円滑化・指定装備移転支援法人

装備移転に際し、わが国の安全保障上の観点から適切 な仕様・性能の変更などを事業者に実施させる場合があ る。特に、わが国の装備品等に使われている先進的な技 術に関する情報を保全することにより、諸外国に対する 防衛分野における技術面での優位性が失われる懸念につ いて適切に対応する必要がある。

こうした観点で防衛大臣が事業者に対して仕様と性能 の調整を求める場合に、これにかかる必要な費用を助成 金として交付する。

上記の助成金の交付とこれに必要な基金を管理し、ま た、装備移転が防衛省の政策目的に適合したものとして 事業者による装備移転が適切な管理のもとで円滑に行わ れるようにするために、2024年2月、防衛大臣が指定 装備移転支援法人を指定した。

2024年3月、防衛装備移転円滑化基金を造成し、こ れまでに計1.200億円を同法人に対して交付した。

■ 参照 3節2項(防衛装備移転の推進のための取組)

(3) 装備品等秘密の保全

装備品等の製造等にあたって、より質の高い装備品等

を安定的に調達するために、防衛省は先端技術などの装 備品等に含まれる秘密情報を事業者に提供している。一 方で、近年、安全保障上の懸念国によるサイバー攻撃、 企業買収の働きかけなど、装備品等に含まれる秘密情報 の流出の脅威がこれまで以上に高まっている。

こうした観点で、事業者に提供していた秘密情報を [装備品等秘密] として改めて指定し、これを取り扱う事 業者とその従業者に情報管理の徹底を求めることとし た。また、この秘密を故意に漏えいなどをした者に対し て、自衛隊員などを対象にした秘密漏えい時と同様の罰 則を措置することで、効果的に漏えいを防止する。

(4) 防衛大臣による装備品製造施設の取得など

上記(1)と(2)の各種取組では防衛省による指定装 備品等の安定的な調達ができないと判断される場合に は、当該指定装備品等の製造等をする施設や設備を防衛 省が取得することができる。取得した製造施設などは、 事業者が指定装備品等の製造等のために防衛省から委託 を受けてその管理を行う。このため、本制度を適用した 場合でも事業主体は民間企業であり、通常の企業活動と 何ら変わりなく、効率的な運営が期待される。





資料:防衛生産基盤強化法について

URL: https://www.mod.go.jp/atla/hourei_dpb.html



防衛装備移転円滑化基金の意義

防衛装備移転円滑化基金は、防衛装備移転を実施する企業が防衛大臣の求めに応じて、わが国の装備品等に用いられている先進的な技術に関する情報を保全するなど、安全保障上の観点から適切な仕様・性能に変更・調整(仕様等調整)を行う際、必要な資金を助成するものです。

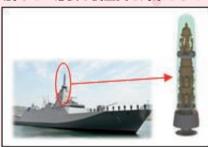
基金という形態とすることで、所要が発生してから予算要求を行うのではなく、突発的に発生する案件に迅速に対応することが可能となります。過去の国際競争入札においては、公示から入札までの期間が約1か月と短く、企業が仕様等調整のコスト回収にリスクがあると判断した結果、応札を断念した事例がありました。このような過去の経験も踏まえ、防衛装備移転の機会を逃さないために、弾力的な支出が可能となる本基金を2024年3月に造成しました。なお、契約前であっても、助成金の交付は可能であり、仕様等調整に要する設計費や製造費のほか、防衛装備移転が見込まれる相手国政府などとの間における、仕様等調整内容の具体的な検討などに必要な調査費も対象としています。

また、本基金に認定の見込みのある所要額に応じた十分な残高が確保されることで、仕様等調整に必要な資金が確実に助成される裏付けとなり、企業にとっては防衛装備移転事業に積極的に参入するインセンティブになります。同時に、移転の実現に向けたわが国の積極的な意思表示になり、相手国との信頼関係の維持、移転に向けた交渉の促進にも寄与すると考えております。

2024年の実績としては、2024年7月にインドへの 艦艇用アンテナ(ユニコーン)に関する装備移転仕様 等調整計画を認定しました。

防衛装備移転三原則などの見直しも踏まえ、各国からの防衛装備移転の引き合いも増加しており、引き続き、わが国にとって望ましい安全保障環境を整える観点からも、防衛装備移転を円滑に行えるよう、更なる認定実績を積み重ね、相手国政府などとの調整に積極的に取り組んでいきます。

相談窓口: soubi-iten@ext.atla.mod.go.jp



インド向けユニコーン (イメージ)



防衛生産基盤強化法以外の主な取組

1 防衛事業の魅力化

防衛事業は高度な要求性能や保全措置への対応の必要性などにより、多大な経営資源の投入を必要とする一方、収益性は調達制度上の水準より低い傾向にあった。原価計算方式の価格算定において、企業努力を正当に評価し、企業の適正な利益を算定する仕組みを構築しつつ、調達制度についてもより一層の効率化を促すための各種契約制度の見直しを不断に行うこととしている。

2 防衛産業の活性化

(1) 防衛産業参入促進展

2016年から、防衛生産・技術基盤を維持・強化することを目的に、防衛産業に未参入の国内の有望な中小企業などを発掘し、防衛関連企業や防衛省・自衛隊とのマッチングを図ることで、防衛産業に新規参入する機会を創出、促進する展示会を行っている。2024年度は10月に名古屋で、12月および3月に東京で、それぞれ2日間、計3回行った。

第1

第



防衛産業参入促進展に出席する若宮防衛大臣補佐官 (2025年3月)

(2) 防衛産業へのスタートアップ活用に向けた 合同推進会

防衛省・自衛隊は、スタートアップ企業などと連携し、現存する民生技術・既製品などを活用しながら、先端技術研究の成果を装備品の研究開発などに積極的に取り込むことで早期装備化を推進している。こうした取組の一環として、経済産業省と連携し、経済産業省が保有するスタートアップ支援の枠組みやネットワークを活用し、防衛省・自衛隊のニーズとスタートアップ企業とのマッチングを図る機会を創出するため、防衛省と経済産業省の関係部署が会合する枠組みとして、防衛産業へのスタートアップ活用に向けた合同推進会を整備し継続して意見交換を行っている。また、2024年9月に、防衛省および経済産業省によるスタートアップ企業との連携にかかるこれまでの取組を取りまとめた資料「デュアルユース・スタートアップのエコシステム構築に向けて」を公開し、スタートアップ企業の防衛産業への参入促進を図っている。

(3) インダストリーデー

2022年から、国内防衛関連企業の日米共通装備品などのサプライチェーンやインド太平洋地域における米軍の維持整備事業への参画を図るため、米軍および米国防衛産業とのマッチングの機会となる展示会(インダストリーデー)を行っている。2024年は9月に東京で行った。その際、木原防衛大臣(当時)が出席し、防衛産業と米軍および米国防衛産業とのマッチングの重要性を訴えた。

□ 参照 4節6項 (FMS調達の合理化に向けた取組の推進)



インダストリーデーに参加する木原防衛大臣(当時)(2024年9月)

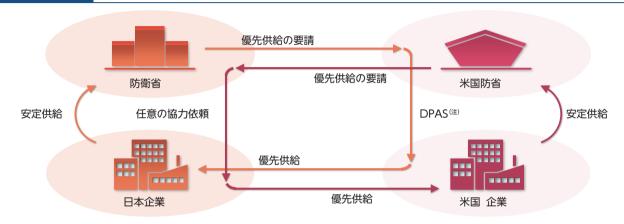
3 強靱なサプライチェーンの構築

2023年、「防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め」(SoSA) の署名がなされた。本取決めは、装備品等 Security of Supply Arrangement (最終製品のみならず、その部品や役務も含む。) を日米 間で安定的に相互に供給し合うことを目的とした枠組みであり、装備品等の強靱で多様化されたサプライチェーン構築に寄与するものである。

■ 参照 図表 V -1-1-2 (防衛装備品等の供給の安定化にかかる取決め (SoSA) (イメージ))

図表 V-1-1-2

防衛装備品等の供給の安定化にかかる取決め (SoSA) (イメージ)



(注) DPAS: 米国の国内法である国防生産法に基づき、米国防省から米国企業に対して、優先供給を義務付ける制度 Defense Priorities and Allocations System

4 防衛産業保全の強化

装備品等を各国が共同して研究・開発・生産する取組が広がる中、サイバー攻撃を含む諸外国による情報窃取の活動も活発になっており、防衛産業に国際水準の情報保全体制を構築することが課題になっている。

防衛装備庁は、2023年5月に「多国間産業保全ワーキンググループ」(MISWG)に加入し各国の情報保全当局との実務調整を効率化したほか、防衛産業保全マニュアルにより防衛産業の情報保全措置を国内外に分かりやすく発信し、情報保全体制の実質的な同等性を確認するための諸外国との協議の進展につなげている。防衛産業の情報保全体制の強化と事務手続の迅速化・合理化に向け、これまで調達などの契約ごとに行っていた秘密保全にかかる契約(特約条項)について、事業者の保全体制

を認証したうえで事業所単位で一元的に契約を締結する 防衛事業適合事業者制度を創設し、その本格的な運用が 2025年に始まる予定である。これらの施策を通じて、 防衛関連企業の情報保全体制が諸外国のものと遜色ない ことをグローバルに発信しやすくなる。

また、秘密ではないものの適切な保護を要する情報について、米国防省が企業に適用しているセキュリティ対策の基準 (NIST SP800-171) と同水準の防衛産業サイバーセキュリティ基準を適用し、2023年4月以降、防

XEY WORD

防衛産業保全

防衛省と自衛隊が使用する装備品等の研究開発、調達、補給若しくは装備品等に関する役務の調達に係る契約を締結した事業者(防衛産業)が秘密情報(Classified Information)を取り扱うにあたり、当該秘密情報の保護に必要な保全措置を講じること。





資料: 防衛産業サイバーセキュリティ基準の整備について **URL**: https://www.mod.go.jp/atla/cybersecurity.html



資料:防衛産業保全について

URL: https://www.mod.go.jp/atla/industrialsecurity/index.html



第 1 章

(Wall was been seen as a second secon

防衛事業適合事業者制度

防衛事業に参画する意思のある事業者が、秘密情報などを取り 扱う契約を履行する体制にあることを、契約の前に審査する制 度。

衛関連企業の情報システムの改修などが進められてい る。防衛装備庁は、装備品等への活用が可能な技術や製 品を有する企業を対象とした防衛産業サイバーセキュリ ティ基準にかかる説明会を全国で開催しており、今後 も、防衛関連企業と共に、防衛産業全体の情報保全体制 の強化に向けて取り組んでいく。

■ 参照 ■ 部1章2節4項2(2)イ(セキュリティ強化)

機微技術管理の強化

防衛装備移転時に技術の重要度や優位性などを踏まえ た技術的機微性評価を行い、機微性が高い技術について は、技術のリバースエンジニアリング対策を推進するな ど、技術流出防止に取り組んでいる。

近年、先端技術をめぐる国際競争が激化するなか、経 済安全保障施策の一つである特許出願の非公開に関する 制度、あるいは対内直接投資などについて、技術流出防 止の観点から関係府省庁と連携・協力している。

このほか、機微技術管理を強化するため、防衛技術の 専門家としての観点から先端技術の分析を行い、重要技 術の特定・把握に努めるとともに、同盟国などと技術分 析の連携推進に取り組むこととしている。

情報発信など

防衛大臣と防衛産業 (主要プライム企業) の社長など が一学に会して意見交換を行っており、2024年7月に は第3回となる意見交換会を行った。加えて、防衛装備 庁長官と各企業防衛部門の長との間での意見交換をこれ まで計7回行い、双方が認識している問題や課題を共有 するなど、官民の協力・連携の強化を進めていくことと している。